

改正 平成2年3月30日条例第17号 平成9年3月28日条例第20号  
平成17年3月29日条例第41号 平成20年7月22日条例第32号  
平成27年3月20日条例第26号

神奈川県立21世紀の森条例をここに公布する。

神奈川県立21世紀の森条例

(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県立21世紀の森の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 森林及び林業に関する資料を展示し、森林及び自然の観察並びに林業における生産活動の実習の場を提供するとともに、林業関係者の研修及び指導を行うことにより、森林及び林業に関する知識の普及及び向上並びに林業の振興を図り、併せて県民の保健及び休養に資するための施設として、神奈川県立21世紀の森(以下「21世紀の森」という。)を南足柄市内山に設置する。

2 知事は、21世紀の森の区域を告示するものとする。

(指定管理者による管理)

第3条 21世紀の森の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(1) 21世紀の森の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務

(2) 前条に定める設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあつては、登記事項証明書

(2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人等の事業及び経営の状況を明らかにする書類

(3) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類

(4) 指定管理業務の実施の計画及び方法を記載した書類

(5) 知事が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書

(6) 指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類

(7) その他知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により21世紀の森の指定管理者として最も適切であると認めたものを指定管理者として指定する。

(1) 住民の平等利用が確保されること。

(2) 県内に事務所を有する法人等であること。

(3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。

(4) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。

(5) 安定した経営基盤を有していること。

(6) 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないものではないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを判断するために必要なものとして規則で定める基準

(指定管理者の指定の告示)

第6条 知事は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主た

る事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第7条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

(1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。

(2) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

(3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

(2) 指定管理業務の実施に関する事項

(3) 指定管理業務の実績報告に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

(指定管理者の指定の取消し等)

第8条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。

(2) 第5条各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

(3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(休館日)

第9条 21世紀の森に設置された森林館、木材工芸センター及び森林ふれあいセンター(以下「森林館等」という。)の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に該当するときを除く。)

(2) 休日の翌日(土曜日、日曜日又は休日に該当するときを除く。)

(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、森林館等の施設等の修理その他の理由により必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第10条 森林館等の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、同項に規定する開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の承認)

第11条 木材工芸センターを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を与えないことができる。

(1) 21世紀の森における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その他利用させることが21世紀の森の管理上支障があると認められるとき。

(利用料金の納付)

第12条 前条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、木材工芸センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、1人につき200円を超えない範囲内で指定管理者が知事の承認を得て定める。

3 前項の利用料金は、前納とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第13条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第14条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が、災害その他利用者の責めに帰することができない理由により木材工芸センターを利用することができないと認めるときは、この限りでない。

(利用承認の取消し等)

第15条 指定管理者は、21世紀の森を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の承認を取り消し、又は21世紀の森の利用を中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第11条第2項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- (3) その他指定管理者が必要と認めるとき。

(行為の制限)

第16条 21世紀の森において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品を販売し、又は配布すること。
- (2) 展示会、集会その他これらに類する催しのため、21世紀の森の全部又は一部を独占して利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公衆の利用に支障を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

2 知事は、前項各号に掲げる行為が公衆の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 知事は、第1項の許可に21世紀の森の管理に必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の禁止)

第17条 21世紀の森においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 21世紀の森の施設等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 木材を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- (6) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (7) キャンプをすること。
- (8) たき火をすること。

(監督処分)

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第16条第1項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは原状回復を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者
- (2) 第16条第1項の許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により第16条第1項の許可を受けた者

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、21世紀の森の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。

(昭和58年5月規則第44号で、同58年5月15日から施行)

附 則(平成2年3月30日条例第17号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日条例第20号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第41号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第7条の規定により管理の委託をしている神奈川県立21世紀の森の管理の委託並びに休館日及び開館時間については、平成18年9月1日（同日前に改正後の第5条の規定により指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成20年7月22日条例第32号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第26号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条から第5条までの改正規定及び次項の規定は、平成27年4月30日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、改正後の第12条第2項及び第13条の規定の例により、知事の承認を得ることができる。